

【ねらい】

①公平性の確保②優先順位の設定③発達・成長支援の明確化（指導内容・方法）

【入舎制限】 以下のいずれかに該当する場合は、入舎を制限する。

- ア. 医療的ケアが日常的に必要である。
- イ. 自傷・他害その他の行為により本人や周囲に危険が伴ったり、集団生活が成り立たなかったりする状態である。
- ウ. 夜間の救急対応が常時必要である。
- エ. 宿泊を伴う利用を予定していない。

入舎希望理由 （１）継続的な登校困難 （２）その他の理由

第１段階

継続的な登校が  
困難な状況

【登校が困難である理由】

- ①児童生徒居住地が遠隔地にある
- ②居住地より公共交通機関でのアクセスが困難
- ③自家用車を所有していない
- ④保護者及び親権代行者が疾病等の理由で送迎が困難

第１次選考

評価・判断

【優先順位】

- 第１位 小・中学部（義務教育段階）児童生徒
- 第２位 高等部生徒

次年度の入舎決定、入舎条件の協議

寄宿舎収容定員を満たしていない状況

第２段階

その他の理由

ご家庭からの申し出（入舎の希望理由）に基づいて個別に審議

第２次選考

評価・判断

【個別理由及び児童生徒の実態等を踏まえた検討】

- 寄宿舎に入舎したい理由が明確であり、その理由と児童生徒の実態等を考慮したときに妥当であるか。

次年度の入舎決定（４月１日～３月３１日）

入舎条件の協議（完全入舎に向けた個別対応及び評価）

- 月曜日から金曜日までの継続的な在舎（宿泊を伴う利用）を目指した、段階的な指導内容や方法、具体的な手順を定めて、評価・改善を行う
- ・児童生徒個々の障がいの実態、健康・身体面及び心情に配慮した環境設定
- ・寄宿舎生活に関して、保護者との定期的な評価場面を設定し、個々に応じた在舎時間や在舎日数のステップアップ